

日野町立小・中学校 保護者の皆様

日野町教育委員会

教育長 安田 寛次

緊急事態宣言下の教育活動について（お知らせ）

残暑の候 保護者の皆様におかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町の教育行政および学校の教育活動に格別のご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る8月23日付通知にて、健康観察の徹底について保護者の皆様をお願いしたところですが、県内においても感染が急拡大し、8月27日から緊急事態宣言が発令されるとともに、文部科学省が定める「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベルが「レベル2」から「レベル3」へ引き上げられます。こうした状況を踏まえ、8月27日から9月12日までの緊急事態宣言発令期間中、町立小・中学校において、下記のとおり措置を講ずることとします。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

【緊急事態宣言発令期間中（8月27日～9月12日）の対応】

1 教科等の活動

○感染リスクの高い教科等の活動については、実施しません。

- ・長時間近距離で対面するグループワーク
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・リコーダー奏や鍵盤ハーモニカ奏
- ・調理実習
- ・密集したり組み合ったりする運動 など

2 修学旅行

○延期とします。

※9月2日～4日に予定されていた日野中学校の修学旅行は、8月10日時点で、すでに延期の決定をしています。

※期間中に修学旅行が予定されている小学校はありません。

3 中学校の部活動

○実施しません。

※ただし、全国、近畿レベルの大会への参加は可能とし、そのための練習は感染症対策を徹底して実施可能とします。

4 運動会・体育祭

○準備、練習を含め延期または中止とします。

5 校外での教育活動（社会見学など）

○実施しません。

6 学校給食

○配膳過程での感染防止のため、献立を工夫します。

なお、本日までに各校から配付された文書等は「レベル2」を想定したものとなっています。この通知は緊急事態宣言の発令と「レベル3」に対応して新たに決定したものです。具体的な運用の仕方等については、各校の規模や状況に応じた感染症対策の工夫を加えたいうで、教育活動を行っていきます。詳細については、改めて各校から通知等がありますので、そちらをご参照ください。

児童生徒の安全を確保し、学びの機会を止めないために、大変ご苦勞をおかけしますが、同居のご家族を含めた健康観察の徹底を引き続きよろしく願いいたします。